

令和 7 年大府市選挙管理委員会告示一覧

公表日 令和 7 年 9 月 2 9 日

第 1 8 号 大府市公職選挙管理規程の一部改正

第 1 9 号 大府市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場の設置に関する規程の一部改正

大府市選挙管理委員会告示第18号

大府市公職選挙管理規程（昭和45年大府市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月29日

大府市選挙管理委員会委員長 塚 本 廣 道

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第5（第32条関係） 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ 略 <u>ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> <u>エ 略</u> <u>オ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき 23,000円</u> <u>カ 弁当料 1食につき 1,500円</u> 1日につき <u>4,500円</u> <u>キ 茶菓料 1日につき 1,000円</u> 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	別表第5（第32条関係） 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ 略 <u>ウ 略</u> <u>エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき 12,000円</u> <u>オ 弁当料 1食につき 1,000円</u> 1日につき <u>3,000円</u> <u>カ 茶菓料 1日につき 500円</u> 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

改正後	改正前
ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 <u>それぞれ第1号アからエまでに掲げる額</u> イ 宿泊料（食事を含まない。） 1夜につき <u>2万円</u> 別表第6（第32条関係） 1 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき <u>15,000円</u> 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき <u>2万円</u>	ア 鉄道賃、船賃及び車賃 <u>第1号ア、イ及びウに掲げる額</u> イ 宿泊料（食事を含まない。） 1夜につき <u>1万円</u> 別表第6（第32条関係） 1 選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき <u>1万円</u> 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき <u>15,000円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市公職選挙管理規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

大府市選挙管理委員会告示第19号

大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成6年大府市選挙管理委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月29日

大府市選挙管理委員会委員長 塚 本 廣 道

第5号様式中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第6号様式及び第7号様式その3（別紙）中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。